

令和7年度環境物品等の調達実績の概要

国立研究開発法人
国際農林水産業研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達実績の概要を次のとおり報告します。
令和7年度においては、令和7年4月1日に「令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（調達方針）を策定し、これに基づき環境物品等の調達を推進しました。

1. 特定調達品目の調達状況

特定調達品目のうち、物品等の調達については「令和7年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

物品等の調達方針において、調達総量に占める基準を満たす物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て調達目標を100%としていたところであるが、一部の品目について調達方針に定めた目標を達成することが出来なかった。これは、機能・性能上の必要性や基準を満たす物品等が調達困難だったこと等のためである。

2. 物品・役務の調達にあたってのその他の環境配慮の実績

バイオマス製品や間伐材又は合法性が証明された木材を利用した紙製品、文具類等を積極的に調達して、環境への負荷低減に資するよう努めた。

3. 令和7年度調達実績に関する評価及び令和8年度の調達方針

令和7年度の調達については、機能・性能上の必要性、基準を満たす物品等が調達困難だったことなどの理由から、調達方針の目標を達成できなかった物品等が一部あった。令和8年度の調達においては、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、積極的に環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。